

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	48	所管厚労省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	職員の身分	非国家公務員
法人概要	厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理・運用					
沿革	S36.11年金福祉事業団 → H13.4年金資金運用基金 → H18.4年金積立金管理運用独立行政法人 ※ 昭和61年度から財政投融资借入による資金の市場運用(資金運用事業)を開始 ※ 平成13年度から厚生労働大臣からの寄託により年金積立金の管理・運用業務を開始					
中期目標期間	平成22年4月～平成27年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）		4	4	4	4 [0] (1)	
常勤役員数		3	3	3	3	
非常勤役員数		1	1	1	1	
常勤職員数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）		72	71	71	67 [0] (6)	
うち間接部門		18	12	12	12	
うち事業部門		54	59	59	55	
非常勤職員数（官庁〇B）（4/1時点）		0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		120.9 (100.6)	119.6 (99.5)	117.4 (97.7)	－ (－)	
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算	
国からの 財政支出額 の推移 （百万 円）	一般会計（百万円）	－	－	－	－	
	うち運営費交付金	－	－	－	－	
	うち施設整備費補助金	－	－	－	－	
	うち施設整備以外の補助金・交付金	－	－	－	－	
	うち委託費	－	－	－	－	
	うち出資金	－	－	－	－	
	特別会計（特会名）（百万円）	－	－	－	－	
	うち運営費交付金	－	－	－	－	
	うち施設整備費補助金	－	－	－	－	
	うち施設整備以外の補助金・交付金	－	－	－	－	
	うち委託費	－	－	－	－	
	うち出資金	－	－	－	－	
	計	－	－	－	－	
	支出額の推移（百万円）		16,368,201	8,998,483	22,553,247	16,680,955
収入額の推移（百万円）		16,368,479	8,998,610	22,553,226	16,680,960	
国の財政支出/収入額（％）		－	－	－	－	
財務データ （平成24年度、百万 円）	資産合計	120,465,902	うち流動資産	112,340,845		
	負債合計	106,753,222	純資産合計	13,712,681	うち利益剰余金	13,712,581

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	48	所管厚労省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	-------	-----	-----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
年金積立金の管理・運用	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する。	22,553,247	合計		22,553,226		
			国費				
			自己収入	運用収入等	22,553,226		
事務・事業の構造等（平成25年度）			合計				
			国費				
			自己収入				
事務・事業の構造等（平成25年度）			合計				
			国費				
			自己収入				
事務・事業の構造等（平成25年度）			合計				
			国費				
			自己収入				

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
			該当なし		

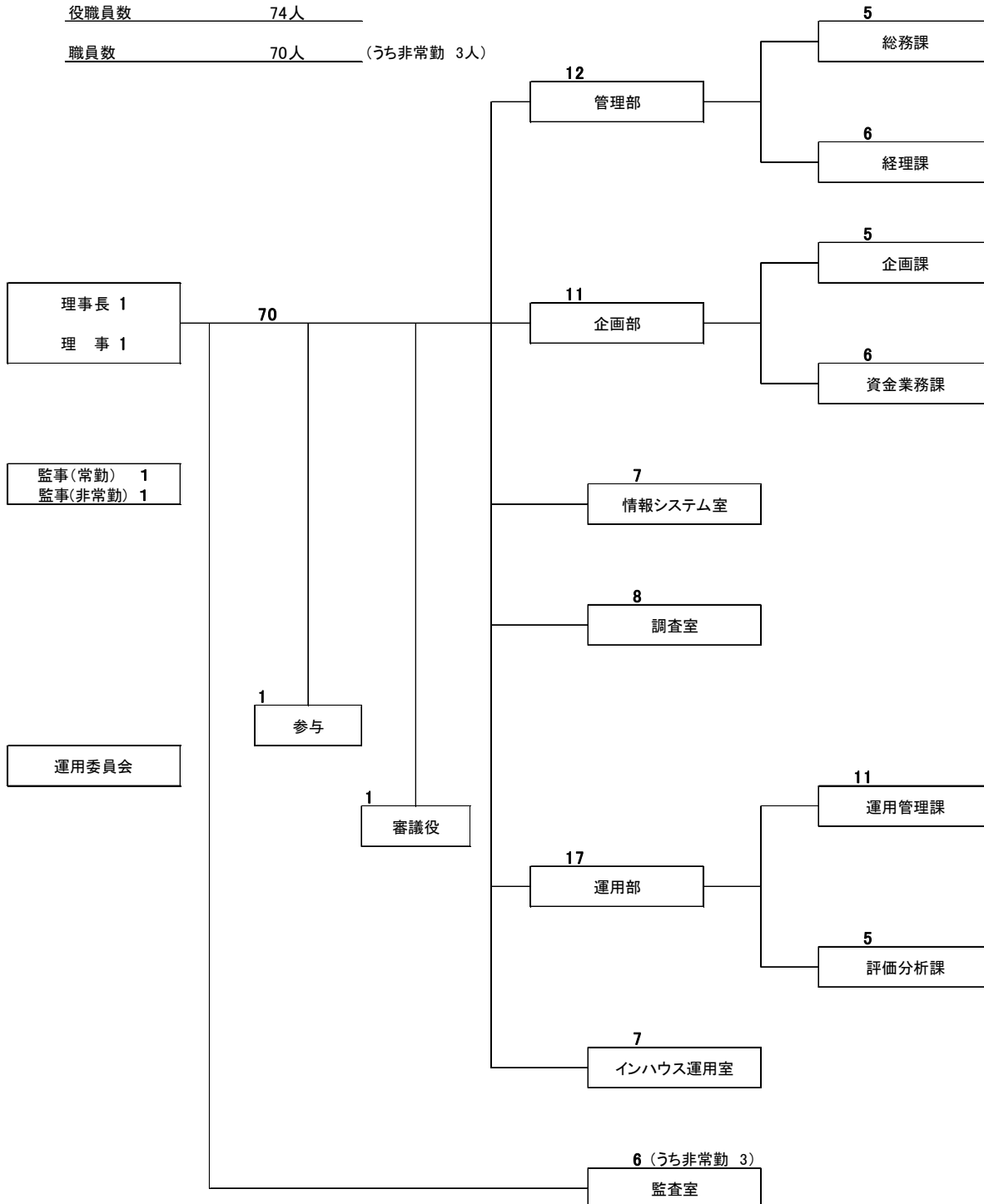
1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	48	所管	厚労省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-----	-----	-----------------

所在地 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル

○組織図及び職員数（平成25年度）

年金積立金管理運用独立行政法人 組織図（平成25年4月1日現在）



No.	48	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

年金積立金管理運用独立行政法人は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。
年金積立金全体について、自主運用を開始した平成13年度から平成24年度までの平均運用利回りは、名目で2.26%、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた実質運用利回りで2.76%となっており、これは平成21年度財政検証において必要とされている実質運用利回りを上回っており、年金事業の運営の安定に貢献している。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

メリットとして、業務を年金積立金の管理・運用に特化しより専門性を徹底した上で、国と法人の各々の責任の明確化を図ることができたことである。
一方、デメリットとして、各独立行政法人に対し一律に課されている人件費削減や経費削減等の閣議決定により、年金積立金の運用の高度化に際し、運用に係る専門的人材や人員数の確保等に支障が生じていることがあげられる。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
厚生労働省	793	公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
給与計算業務	給与計算、給与明細その他帳票の作成等	2	ITサービスフォース(株)
事務室内清掃業務	事務室内及び供用部分の清掃等	4	日土地ビルサービス(株)
システム関連業務	年金積立金データ管理(GPDR)システムの保守・運用等	276	(株)DTS 他
ホームページ運用管理業務	ウェブサイトの管理・運用支援	2	富士ソフトサービスビューロ(株)
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
年金積立金の管理及び運用	年金積立金の管理及び運用	22,246	37社90ファンド

<注>上記①は、100万円以下の少額随意契約は除く。

No.	48	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	-
② これに対する現時点での考え方	-
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>固有の根拠法に基づき設立される法人とする。</p> <p>本法人の業務は、貴重な国民の財産である年金資産の管理・運用であり、運用による損失は国の負担に直結することから、適切な監督権限を設け、国の関与を強化する。また、このような業務の特性を踏まえ、その業務運営における中立性を確保しつつ、本法人のガバナンスは新たな法人制度に比較し厳格なものとする。</p> <p>具体的な制度の在り方については、例えば、国としての責任が果たせる監督権限の導入、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能等の強化や経営に係る責任の明確化、透明性及び説明責任を確保するための積極的な情報公開、外部の目による徹底した評価の導入等の観点から検討を進める。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>年金積立金管理運用独立行政法人については、運営費交付金に依存せず、年金事業の安定化のため専門的に運用する法人として、人員数、給与水準、経費等の面での制約も、本法人の特性が考慮されたものとなるよう改善が必要であること、また、金融・経済の専門家が常勤で意思決定に関わる仕組みが検討課題である。</p> <p>独立行政法人改革については、現在議論されているところであると承知しているが、独立行政法人の改革の方向性が、年金積立金の運用は一定の独立性を持った法人が行うことが適切であることから、独立行政法人が引き続きその自主性・自律性を尊重されるものであること、また、人員数、給与水準、経費等の面における制約が業務の特性を踏まえて改善することができるものであること、金融・経済の専門家が常勤で意思決定に関わる仕組みを実質的に担保することができるのであれば、新たな独立行政法人制度の下で年金積立金管理運用独立行政法人が業務を行う方向で検討することができるものと考えている。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>年金積立金の管理・運用を効率的・効果的に行う体制とする観点から、管理部門、調査研究部門及び運用部門の各部門の人員配置を見直すものとする。その際、常勤職員76人のうち20人が配置されている管理部門については、法人全体の規模に見合った体制とするものとする。また、専門的知識・経験を有する者の採用・育成に努めるものとする。</p>
② 対応状況	<p>年金財政上、今後数年間は一定額の年金積立金の取り崩し（キャッシュアウト）が必要とされていることから、市場への影響等を軽減しつつ円滑にキャッシュアウト資金を確保する観点から、平成22年度にキャッシュアウトマネジメントを司る資金業務課を新設するとともに、キャッシュアウトに必要な市場動向分析を強化するため調査室の増員を行った。</p> <p>その一方、管理部門については業務の集約・効率化を図っており、その結果、管理部門の職員は、平成25年4月現在、平成20年度末の20名に比べ8人減の12人となっている。</p> <p>また、専門的知識・経験を有する者の採用・育成については、民間金融機関における運用経験等のある職員が約3分の1を占めており、また証券アナリスト資格合格者は、平成24年度末において28名となっている。</p>

No.	48	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

独立行政法人制度を基本としつつ、「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」等における御議論を踏まえ、検討していく。

No.	48	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

・独立行政法人においては、人員数、給与水準、経費等の面で一律の制約が課されているが、年金積立金管理運用独立行政法人における運用の高度化に当たっては、専門的な人員の確保、そのための処遇、システム経費等の確保が必要であり、これらの制約について年金積立金管理運用独立行政法人の事務・事業の特性を踏まえた柔軟な対応がとれるよう改善していただきたい。

・「役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、透明性・公正性を確保して適材適所の人材登用の徹底を図る。」とあるが、年金積立金管理運用独立行政法人の理事長は、法人の業務が貴重な国民の財産である年金資金の管理・運用であることを踏まえ、①金融・経済に対する専門知識・経験、②金融市場・業界に対する中立公正、③組織管理の能力・経験などの資質が求められる。こうした理事長に必要な資質や、責任と処遇を考えると、公募により適当な人材を得ることは難しく、将来的にも、適任者に個別に就任を要請して公募によらずに決定せざるを得ないものと考えられる。したがって、新たな独立行政法人制度においては、法人が適切に政策実施機能を発揮できるよう、年金積立金管理運用独立行政法人の理事長等については公募によらず大臣が直接任命できる仕組みを設けていただきたい。

・「類型ごとの規律の検討に関連して、（中略）資産運用の在り方についても検討を行う。」とあるが、年金積立金管理運用独立行政法人は、年金積立金の管理・運用を目的として設置されている法人であり、他の法人と違い資産運用そのものが法人の主たる業務である。その運用は、厚生年金保険法第79条の2等により「専ら被保険者の利益のために、長期的観点から、安全かつ効率的に行う」こととされており、このような特性に応じた資産運用を行う必要がある。したがって、他法人の業務上の余裕金の運用とは異なり、年金積立金管理運用独立行政法人の資産運用の在り方については、独立行政法人改革の中で議論すべきものではないことに留意いただきたい。